

さいたま市 農業委員会だより

No. 59

[2021. 3 発行]



営農型太陽光発電設備を利用した野菜栽培（上段）と小松菜とネギの露地栽培（下段）（岩槻区）

主な記事

- 令和2年度農業委員会表彰（農業委員会表彰・永年勤続表彰）
- 令和3年度市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」（回答）
- 農地の賃借料情報
- やめよう！農地の違反転用
- 農地法第3条許可の下限面積要件

令和2年度農業委員会表彰

令和2年10月28日に、「農業委員会表彰」及び「永年勤続表彰」の表彰式を行いました。

農業委員会表彰

本市農業の発展と振興に寄与された優良農業者を表彰しました。



町田 英雄 様 (北区别所町)

【表彰理由】 家族で農業経営に取り組み、幸水や巨峰の直売型果樹園を経営するとともに、食の安心安全に尽力されるなど、地域農業の発展と振興に大きく寄与されました。



山下 昌和 様 (桜区大字在家)

【表彰理由】 水稲と野菜を中心とした農業経営に取り組み、食の安心安全に尽力されるとともに、数種類の米や野菜の加工品づくりなど、地域農業の発展と振興に大きく寄与されました。



石井 謙一 様 (岩槻区大字掛)

【表彰理由】 地域の若手農業者の中心的な存在として、手間がかかるシャインマスカットの生産において、生産方法の工夫により必要な作業時間の短縮に成功するとともに、作付け面積の拡大につなげるなど、地域農業の発展と振興に大きく寄与されました。

永年勤続表彰

長年にわたり農業委員として職務に精励し農業の振興と発展に寄与された方々に、その功労を称え表彰しました。



加藤 勝征 様
(10期)



柳沢 政弘 様
(6期)



若谷 茂夫 様
(4期)



中村 一夫 様
(4期)



森田 博 様
(3期)



備藤 行雄 様
(3期)



濱野 利光 様
(3期)

令和3年度 市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」(回答)

このことについて、市から回答がありましたので、お知らせします。

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受け、農業経営に不安を抱えている農家も多いため、早期復旧に向けた支援をすること。また、地域農業の実情と過去の災害の経験を考慮して、効率的かつ安心して農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。

【回答】 令和元年度に発生した台風の被害に対する早期復旧に向けた支援につきましては、主に荒川周辺の農地において、甚大な被害があったことから、地域農業者と調整のうえ、補正予算を組み、次年度作付けに向けた取組に対する補助制度を創設し、復旧を進めてまいりました。一部復旧が未了の農地もあることから、引き続き復旧を進めてまいります。

また、農地や農作物への災害による影響を軽減することからも、農地の基盤整備や、農業水利施設の機能向上は有効であるため、地域農業者からの意向を踏まえながら、農業環境の整備を進めてまいります。

- (2) 担い手への農業経営の支援として、高額な農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充するとともに、認定農業者や女性農業者の増加を図るため積極的に施策を展開すること。

【回答】 担い手への農業経営の支援につきましては、農業用機械及び農業用施設の購入経費補助の拡充を研究するとともに、チラシの配布、ホームページ掲載など様々な手段を通じて、認定農業者や女性農業者の増加を図るための積極的なPRを行ってまいります。

- (3) 農地中間管理事業の制度について周知を図るとともに、申請から配分計画までをスピード感をもって迅速に進めるよう手続きを簡素化し、利用を促進するよう、農地中間管理機構に働きかけること。また、農地中間管理機構と認定農業者等との意見交換の機会を設け、担い手への集積・集約化を効率的に進めること。

【回答】 農業委員会事務局及び農地中間管理機構、埼玉県、農業協同組合等の関係機関と連携を図り、チラシの配布、ホームページ掲載など様々な手段を通じ、周知を図っており、今後も、機会を逃さず周知を行い、出し手及び受け手の掘り起こしを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進してまいります。

- (4) 大規模経営や新規就農者の受入れが期待できる農地所有適格法人に対して、更なる税制面での優遇措置や資金補助を国等に働きかけること。

【回答】 税制面の優遇措置につきましては、他の納税義務者との中立性・公平性に鑑み、適正な対応に努めてまいります。

- (5) 担い手へ農地の貸付けを行った農地の所有者に対してだけでなく、借り手側にも協力金を交付するなど、担い手への優遇措置に重点を置き、農地の集積・集約化を促進すること。

【回答】 農地の集積・集約化を促進することにつきましては、農地流動化支援事業協力金制度につきまして、他自治体の事例等も参考に、本市の実情を踏まえ、検討してまいります。



2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 借り手の掘り起こしや借り手情報の充実を図ること。また、借受け希望者の情報を農業委員会と共有し、貸し手と借り手のマッチングを図ること。

【回答】 借り手の掘り起こしや借り手情報の充実につきましては、地域の実情に応じて実質化された人・農地プランの策定が重要と考えており、各地域に対して人・農地プランの策定の呼びかけを行っています。また、貸し手と借り手のマッチングにつきましても、農業委員会事務局など関係機関と連携しながら、進めてまいります。

- (2) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する新たな補助制度の創設や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。

【回答】 遊休農地の解消にかかる新たな補助制度の創設につきましては、農地所有者から担い手への集積の促進を図ることも視野に入れ、他自治体の事例等も参考に、本市の実情を踏まえ、検討してまいります。

また、遊休農地が増加傾向にある中で、地域団体の活動を支援する多面的機能支払交付金制度につきましては、地域の連携を強化する取組みであり、遊休農地の発生防止に寄与するものです。令和2年度は、市内15地区で活動が行われておりますが、今後も活動が活性化するように啓発に努めるとともに、国、県に対しても、予算の拡充について、要望してまいります。

- (3) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、相談窓口の設置や個別相談会の開催を行うこと。

【回答】 農業委員会から2号遊休農地など情報提供がなされた場合、農業協同組合と連携し、農業継続困難な農家または土地持ち非農家の農地情報を収集し、地域の担い手及び新規就農者への情報提供を行っており、今後も遊休農地の発生防止のため引き続き支援を行ってまいります。

- (4) 農地パトロールや現地調査などの現場活動を効率的に実施するため、タブレット等の導入に向けた予算措置を講じること。

【回答】 農地利用最適化を十分に果たすために、農地利用最適化推進委員の役割である農地利用の現状を把握することは不可欠であることから、タブレット等の導入は有効な手段のひとつであると考えており、予算措置においては、農業委員会事務局において必要性や効果を鑑みたうえで検討をお願いいたします。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。また、さいたま市農業交流施設整備基本計画に、新規就農者の支援として作業場や農機具置き場の設置並びにトラクター等の農業機械の貸出制度等の創設を検討すること。

【回答】 新規就農者が必要とする農業用機械、施設・作業場等の共同利用やリース等の仕組み作りにつきましては、既存の民間事業者のシェアリングサービスの周知を行うとともに、意欲ある新規就農者が農業用機械、施設等の設備を導入する際の経費の一部支援について、引き続き取り組んでまいります。

また、農業交流施設整備基本計画においては、周辺公共施設と併せた利用者ニーズを把握したうえで、計画検討を行ってまいります。

- (2) 新規就農を希望する人への相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。また、農業大学校やその他専門学校の卒業生への新規参入の働きかけや学校等の教育現場での農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知し将来の担い手の育成を図ること。

【回答】 新規就農希望者の相談につきましては、埼玉県、農業協同組合等の関係機関と連携し、円滑に就農ができるような体制づくりに努めてまいります。また、支援・補助制度につきましては、ホームページ等を活用し積極的なPRを引き続き行ってまいります。農業大学校卒業生に対しては、県の開催する相談会への参加など機会を捉えて市内への就農を勧めてまいります。教育現場での農業体験につきましては、体験に協力する生産者への支援の充実を図り、農業の機能、価値がより広く周知されるよう努めております。

- (3) 関係機関と連携して新規就農者との意見交換会を開催し、新規就農の課題の把握や対策の検討を行いながら、農業者として自立可能なモデルケースを提示するなど、新規参入の促進を図ること。

【回答】 埼玉県や農業協同組合等の関係機関と連携して、新規就農者を対象とした講習会等の開催により意見交換を図り、課題の把握や対策の検討を行いながら、新規参入の促進に繋げられる方策を検討してまいります。

- (4) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、JA等との連携による技術指導や研修制度を充実させるとともに税制面での優遇措置を国等に働きかけること。また、指導農業士への研修会や意見交換会などの支援策を強化すること。

【回答】 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、JA等との連携による技術指導や研修制度の充実を検討してまいります。指導農業士は埼玉県の所管となりますので、支援策につきましては埼玉県と連携して検討してまいります。また、税制面の優遇措置につきましては、他の納税義務者との中立性・公平性に鑑み、適正な対応に努めてまいります。

- (5) 農業用施設の設置条件等の規制を緩和するとともに、資金補助制度や税制面での優遇措置等を国等に働きかけること。

【回答】 農業用施設の設置につきましては、新規参入する農業者からの相談を随時受け付けており、関係課と協議のうえで、農業用施設の必要性及びその規模の妥当性があること等を個別に審査することで、設置施設の適正化を図っております。

農業用施設設置の際の資金補助につきましては、農業経営者団体を対象とした農業施設機械共同利用支援事業や、認定農業者を対象とした認定農業者支援対策事業で必要資金の一部助成を行っており、今後も引き続き支援を行ってまいります。

税制面の優遇措置につきましては、他の納税義務者との中立性・公平性に鑑み、適正な対応に努めてまいります。

4

見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。

【回答】 見沼田圃における河川改修や調節池の早期整備につきましては、一級河川芝川の管理者である埼玉県に対し、埼玉県の予算等に関する要望並びに埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会などを通じて、引き続き施設の早期整備を要望してまいります。

- (2) 公有地として埼玉県が買取を行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。

【回答】 荒れ地化の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的とした見沼田圃公有地化推進事業につきましては、買取りや借受け、公有地化後の農地等の貸付をより一層推進するよう、これまでも埼玉県に対し要望してまいりました。引き続き、「見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議」などにおいて、埼玉県に対し要望してまいります。

- (3) 見沼田圃は全体で約 1,260 ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる縁辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。

【回答】 現在、見沼田圃では、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づいた土地利用を推進しておりますが、近年、災害が激甚化する中、見沼田圃の治水機能については、その重要性が改めて見直されているところです。

ご意見の区域の見直しの可能性に関しましては、現状を踏まえうえて、「見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議」などに提案してまいりたいと考えております。

- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

【回答】 見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき、適切に運用されていると認識しています。ご提案の例外的な農地転用の可能性については、その現状について県とともに調査、研究を進めてまいります。

農業用施設の設置について、新規参入する農業者からの相談を随時受け付けており、関係課と協議のうえて、農業用施設の必要性及びその規模の妥当性があること等を個別に審査することで、設置施設の適正化を図っております。

5 その他について

- (1) 農業者の所得及び生産意欲の向上のため、都市型農業の利点を活かした消費者との交流場所である道の駅などの大型直売所の設置を推進すること。

【回答】 直売所の新設につきましては、地産地消の推進と、農と都市住民との交流促進を図るため、緑区大崎において周辺公共施設と併せて農業交流施設及び見沼区宮ヶ谷塔において「(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点」の整備計画を進めております。利用者のニーズを把握しながら計画を推進し、都市農業の一層の振興を図ってまいります。

農地の所有者の皆さまへ!!

- 日頃から、除草・耕うん・作付など、農地を適正に維持管理していくことが大切です。
- 雑草等が繁茂している農地をそのまま放置していると、火災・防犯上の問題や病害虫の発生等により近隣住民・周辺農地・生活環境に悪影響を及ぼすことが考えられます。
- 耕作するのが難しい方や後継者がいなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。



農地の 賃借料情報

令和2年1月から同年12月までに締結された、賃貸借における年間の賃借料水準（10aあたり）については、以下のとおりです。

農地の賃借料を決める目安としてご活用ください。

区分	地目	金額（円）			筆数（筆）	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用貸借
西区、北区、大宮区、見沼区	田	7,000	25,000	4,700	104	9
	畑	10,700	20,000	1,000	47	48
中央区、桜区、浦和区、南区、緑区	田	6,300	10,000	3,300	45	7
	畑	14,200	24,000	4,600	71	10
岩槻区	田	8,800	18,000	6,000	31	36
	畑	10,700	14,200	7,400	27	11
見沼田んぼ区域内	田	5,000	5,000	5,000	2	3
	畑	13,600	24,000	4,300	57	23
さいたま市全体	田	7,400	25,000	3,300	180	52
	畑	12,300	24,000	1,000	145	69

- 1 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。
- 3 賃借料を物納（米）で設定している場合、農協買取価格を基にして金額に換算しています。
全農取引価格…7,450円/玄米30kg（令和2年埼玉県産コシヒカリ）
- 4 使用貸借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除外しています。
- 5 農業用施設分を含む賃借料は、集計対象から除外しています。



やめよう！ 農地の違反転用



★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。
農地転用をするには、許可申請または届出の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい措置が…

無断で農地転用すると、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

問合せ

農地調整課

TEL 829-1903

FAX 829-1966

農地法第3条許可の下限面積要件

耕作のために農地の売買、贈与、貸借をするときは、農業委員会の許可が必要です。さいたま市では、許可の要件について、許可後に耕作する農地の総面積が30a(3,000㎡)以上となることと定めており、令和3年度も引き続き30a以上とすることを決定しました。

問合せ

農地調整課

TEL 829-1903

FAX 829-1966

農業者年金受給権者の皆さまへ(現況届について)

現況届とは、農業者年金を受給している人が生存しているかどうか、また、経営移譲年金にあっては、農業再開や農地等の返還・移動がなされていないかどうかを確認するための届出です。

現況届の用紙は毎年5月下旬に、農業者年金基金から受給者の皆さまに直接郵送されますので、記入例を参考に、必要事項を記入・署名のうえ、**必ず6月中に農業委員会へ提出**してください。

なお、期限内に現況届の提出がなかった場合は、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められることとなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。



【よくある問い合わせ】

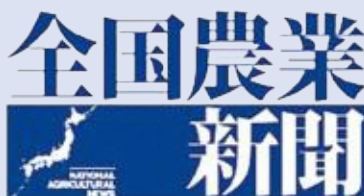
◎用紙を紛失したり、汚してしまったりした場合は？
→農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。

問合せ

農業者年金基金

TEL 03-3502-3199

メール: info@nouden.go.jp



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

●発行日：毎週金曜日

●購読料：月700円 [送料・税込み]

●申込み：農業委員会事務局へ



編集後記

私は、主に見沼田圃で緑花木の生産、販売をしている農家ですが、地方の同業者が圃場に来て一様に感心される事として、さいたま市は農業者にとって有利な地域性(周辺に消費者が多い)と利便性(首都圏の交通網)を指摘します。

農業委員会の重点目標として、新規就農者参入の促進がありますが、新規就農者がこのような好条件を活かして小規模であっても、多種多様な農産物を消費者に提供する事で、さいたま市の農業活性化につながると考えます。その為に、優良農地を確実に貸し出し出来るサポート体制が重要です。

農業者の皆様には、営農継続が困難になった場合などは、所有される農地の情報(貸出し希望など)を気軽に地域の農業委員・農地利用最適化推進委員へお寄せ下さい。
広報委員 石井 栄寿

広報委員会

委員長	山本博行
副委員長	関根光一
委員	石井栄寿
	小嶋邦彦
	中村義太郎
	富田優